

# 別府市テレワーク移住促進補助金

テレワークにより大分県外から別府市に  
移住した社員のいる会社を対象に  
最大180万円を補助します。



## 補助対象者

以下のすべての要件を満たす会社が交付対象者となります。

- 1 常用労働者（雇用期間の定めなく雇用されている者であって、雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者であるもの）の数が1人以上であること。
- 2 大分県外に本店所在地があること。
- 3 大分県内に支店や事業所等がないこと。
- 4 市区町村税を完納していること。

## 補助事業

以下のすべての要件を満たす経営者又は常用労働者を有する事業が補助対象事業となります。

### 経営者

- ・会社を設立し、又は経営者に就任して3か月以上経過していること
- ・転入日から5年以上会社の経営を継続する意思及び別府市内においてテレワークにより経営活動等の仕事に従事する意思があること

### 常用労働者

- ・会社との雇用契約を転入前に締結しており、転入日において連続して3か月以上在職していること
- ・転入日から5年以上継続して会社との雇用契約を継続する意思及び別府市内においてテレワークにより仕事に従事する意思があること

- ・令和4年4月1日以降に大分県外から別府市内に転入し、転入から1年を経過している者
- ・会社からの命令による転勤、出向、出張、研修等の勤務地の変更ではなく、経営者又は常用労働者の意思によりテレワーク移住をしていること

## お問い合わせ先

別府市観光・産業部 産業政策課

電話 0977-21-1132

Eメール cin-te@city.beppu.lg.jp

詳細は別府市ホームページをご覧ください。



## 補助対象経費

テレワーク移住者（補助金の対象となる補助事業をする経営者又は常用労働者）の人件費

## 交付対象期間

テレワーク移住者の転入日から  
3年を経過する日まで

## 補助金の額

補助対象経費の額

※テレワーク移住者

一人につき年間上限 **20万円**

かつ年間上限 **60万円**

※最大 **180万円**

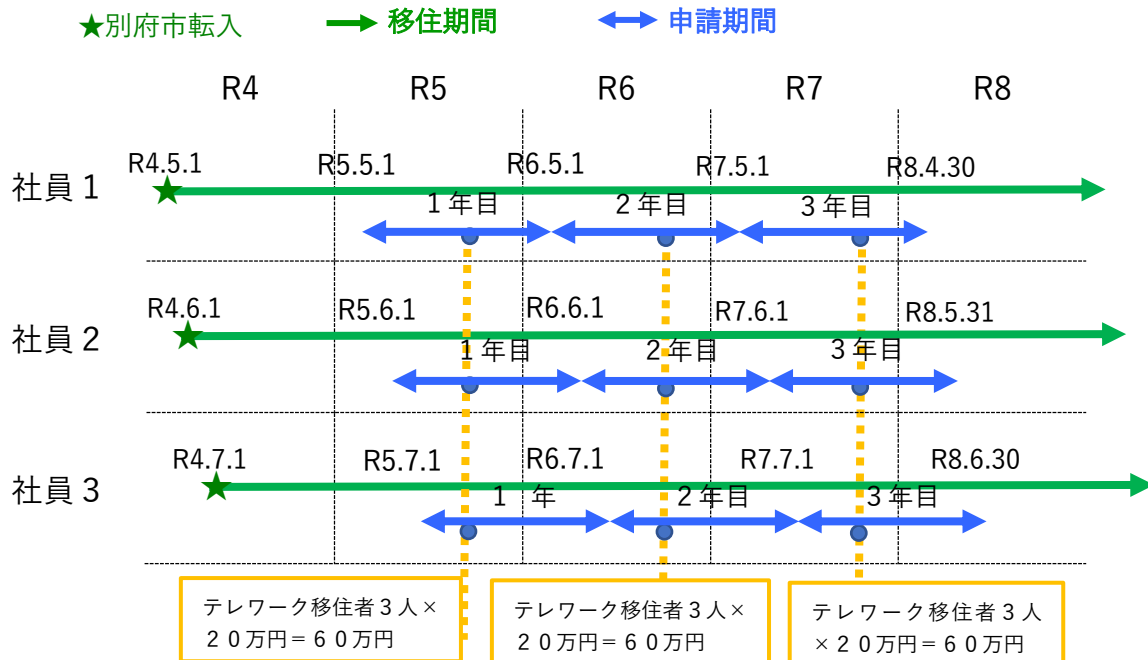
## 申請期限

令和5年度の申請は

**令和6年3月15日（金）**まで

- ・ 1年目 転入日から1年を経過した日から2年を経過する日まで
- ・ 2年目 転入日から2年を経過した日から3年を経過する日まで
- ・ 3年目 転入日から3年を経過した日から4年を経過する日まで

## 算定イメージ



この場合、R5、R6、R7年度に社員1、2、3の3人が対象となり各20万円、合計180万円の申請をすることができます。

## 申請方法

以下の書類を、別府市産業政策課に提出してください。

- 1 交付申請書及び実績報告書（様式第1号）
- 2 テレワーク移住者の住民票の写し
- 3 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し  
（テレワーク移住者が常用労働者の場合のみ）
- 4 申請者（会社）の履歴事項全部証明書。
- 5 申請者（会社）の本店が所在する市区町村が発行する納税証明書

